

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 被災者住宅再建支援事業補助金及び生活再建住宅支援事業補助金制度の拡充について</p> <p>震災復興工事の増加により、建設工事に従事する作業員の不足やそれに伴う人件費も膨らみつつあり、住宅の基礎等に使用する生コンクリートをはじめとする建築資材も不足し、建設費の高騰を招いております。</p> <p>また、今回の消費税増税の対策として創出された「住まいの復興給付金」制度では、最大90万円まで給付されるものですが、家財や家電など新生活に必要な物品までは対象とはなっておりません。</p> <p>このことから、被災者の住宅再建の促進が図られるよう、生活再建支援策のさらなる拡充について要望いたします。</p>	<p>県では、被災された世帯が住宅再建を行うには、多額の資金が必要と考えており、住宅再建に十分なる支援が図られるよう、これまでも「被災者生活再建支援金」の拡充を繰り返し国に要望してきましたが、この要望の実現が難しいことから、それに代わる支援策として、限られた財源の中で、平成23年度に「生活再建住宅支援事業」、平成24年度に「被災者住宅再建支援事業」を岩手県独自の事業として創設したものです。</p> <p>県としては、東日本大震災のような広域災害においては、本来、国において被災者の生活再建が十分に図られるよう制度設計を行うべきと考えており、被災者生活再建支援金の増額や、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を、引き続き、国に対して強く要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部 土木部	B
<p>2 応急仮設住宅への対応について</p> <p>(1) 仮設団地集約に伴う仮設間転居者への支援について</p> <p>平成27年度以降、各種復興事業の推進のため、一部仮設団地用地を提供しなければならない状況にあり、また、復興公営住宅が順次整備されることによる仮設住宅の空き室増加が見込まれることから、維持管理費のスリム化を図る理由からも仮設団地の集約化を図ってまいります。入居先が決まっていない方々には仮設間転居が必要となります。</p> <p>これに伴い、次の点について、特段のご配慮をお願い致します。</p> <p>①仮設団地の集約化に伴う仮設間転居対象者に対して、追焚機能や物置の移設に係る費用措置を講じること。 ②引越費用等の負担を極力避けるため、社会福祉協議会や仮設団地支援連絡員の協力を得ながら運搬補助をすることとしておりますが、運搬の他に生じる引越の必要経費は入居者負担になることから、引越費用（一時金）の措置を講じること。</p>	<p>県では、恒久住宅に入居するまでは、被災者の方々に適切に応急仮設住宅を提供すべきと考えています。このため、仮設団地の集約化に伴う転居費用のほか、民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用、応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費などの救助に要する全ての経費は、災害救助費の対象とすべきと考えており、引き続き国に要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 応急仮設住宅への対応について (2) 復興事業に伴う目的外入居に係る規制の緩和について 仮設住宅は、UIターン及び復興事業に伴う一時的転居者について、一定の条件を付して目的外利用が可能となりました。今後、漁業集落防災機能強化事業により、市内で概算約100戸の一時転居が発生すると試算しておりますが、面整備から再建完了するまでは1年以上の期間を要し、また、約100戸と対象世帯も多いことから、次の点について、入居に関する要領の一部規制緩和等、特段のご配慮をお願い致します。</p> <p>①入居期限1年間を、その年度毎の申請方法から更新方法に変更して、手続きの簡素化を図ること。 ②入居先団地で、被災者が居る団地を入居先と限定している部分を撤廃し、その時の仮設住宅毎の情勢に併せた入居受付を行うこと。</p>	<p>応急仮設住宅の目的外使用は、市町村から被災者以外の方々に応急仮設住宅に入居させたいとの要望を受け、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、その使用を許可することにより、被災者以外の方が応急仮設住宅へ一時的に入居させることができるよう実施したものです。</p> <p>また、目的外使用許可により行政財産を使用する場合は、本県の行政財産の使用の許可に関する規則に基づく手続きを行うこととなり、規則上、許可期間は1年以内とされていることから、年度ごとの申請が必要となるものです。</p> <p>応急仮設住宅は、被災者に対する一時的な仮住まいの提供が目的であり、その目的を達成した場合は、棟ごとに速やかに集約・撤去すべきものであることから、応急仮設住宅の本来の利用や今後の集約・撤去の妨げにならないよう、使用期間を1年間とし、特定非常災害特別措置法による建築基準法の特例からも応急仮設住宅の一部に限り目的外使用が認められるもので、被災者が入居している棟に限定して、入居を認めることとしております。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	C

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 釜石港港湾施設等の早期復旧・拡張整備促進について 東日本大震災によって、須賀地区公共ふ頭は、岸壁や県営上屋など港湾施設全般に甚大な被害を受けたことから、平成25年度内の完了を目指し、鋭意復旧事業が進められておりしたが、資材不足に加え、港湾を利用しながらの整備となっていることから、工事の進捗状況に遅れが生じ、復旧完了は本年10月頃にずれ込む見通しと伺っており、地域振興を牽引する釜石港の利用は大きく制限されています。このような中、コンテナ取扱量の急激な伸びとともに、バルク貨物の増加も相まって、公共ふ頭の脆弱性が震災以前にも増して如実に現れて来ています。また、現在休止されている完成自動車物流の再開を実現するためには、不足する岸壁数や水深の整備並びにモータープールを含めたふ頭用地の増強、さらには輸送ルートとなる一般国道107号（梁川一口内間）の抜本改良等が喫緊の課題となっております。</p> <p>(1) つきましては、釜石市のみならず岩手県の復興再建の要でもある釜石港公共ふ頭の早期復旧を要望するとともに、ふ頭用地の拡張整備及び物流道路の早期完成につきましても、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p> <p>(2) また、震災後に開設されたコンテナ定期航路により、釜石港のコンテナ取扱量が年々増加している傾向にある中、釜石港のジブクレーンでは、その性能限界により、船社が望む停泊時間内に荷役作業を終了できないなど、不都合が生じ、釜石港の利便性が低いと評価されかねない状況に陥りつつあります。今後、さらに岩手県の産業を物流面で牽引していくためには、高機能コンテナ荷役機械すなわちガントリークレーンの整備が必要となることから、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p> <p>(3) 最後に全県が海に面する東北地方では、復興事業と相俟って、自治体間の定期航路誘致合戦が熾烈を極めており、今こそ、「岩手県重要港湾利用促進戦略」に基づくコンテナ貨物集荷促進策が必要となっております。したがって、岩手県においてもこの機を逃すことなく、速効性のある促進策を講じるよう要望いたします。</p>	<p>(1) 県では、港湾施設の早期復旧及び物流回復を喫緊の課題と捉え、震災後に速やかに応急復旧を行い港湾施設の利用を再開させたところです。現在は、港湾施設の利用に支障が生じないように、利用者などと調整を図りながら水門・防潮堤工事の影響を受ける施設を除き、10月の完成を目指し整備を進めています。</p> <p>また、今年度は、防潮堤内側へ新たな野積場を整備することとしており、平成26年3月に工事契約を結び工事を進めているところです。</p> <p>なお、輸送ルートとなる一般国道107号の改良については、平成30年度の完了を目指して整備を進めています。</p> <p>(B)</p> <p>(2) 県では、釜石港におけるコンテナ取扱量の増加等を踏まえ、現在休止している完成自動車の取扱い再開も見据えながら、貨物の増加等に対応した港湾利用の方向性について、検討を進めているところです。</p> <p>ガントリークレーンの整備については、今後の港湾利用の方向性との整合を図るとともに、貨物取扱量の見直しによる採算性や効果等を検証しながら必要性を検討していきます。(C)</p> <p>(3) 平成25年3月に策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」において、コンテナ貨物は釜石港及び大船渡港に集約する方針としたところです。</p> <p>これを受けて、平成25年11月に港湾関連企業、関係市及び県で構成するコンテナ貨物の集荷（しゅうか）に向けた検討会を設置し、協議を進めてきたところであり、今年度も引き続き具体的な方策について検討を進めてまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B、C、B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の運用改善及び拡充について</p> <p>中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、被災企業の再建はもとより、地域経済の復旧・復興に大きく貢献しているところではありますが、土地のかさ上げや区画整理など復興事業に相当の日数を要することから、被災企業の再建スケジュールに沿ったきめ細かな支援が求められております。</p> <p>つきましては、当該補助制度の運用改善及び拡充を次のとおり要望しますので、国への働きかけについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 店舗兼住宅を再建する事業者について、住宅資金の借入に伴う担保権の設定が店舗分を含む建物全体に及ぶため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条（財産の処分の制限）に抵触し、当該担保権の設定ができず店舗兼住宅での再建ができない事例が生じていることから、担保権実行時に補助金を返還する旨の条件を付すなどにより、住宅部分の担保権設定を可能とするよう当該法律の運用の改善を図ること。</p> <p>(2) 復興事業に伴うかさ上げや区画整理などに相当の日数を要し、被災企業が工事着手できないケースも生じていることから、当該補助事業の中期的な施行期間を明示するとともに、繰越及び再交付手続きの弾力化など、被災企業の復興スケジュールを考慮した制度運用を行うこと。</p> <p>(3) 急激な資材価格等の高騰によって、当該補助金交付決定時に比べ被災企業の負担が増加し資金調達に苦慮していることから、増加分についても補助対象となるよう補助制度の拡充を図ること。</p>	<p>県でも、被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、そのためにも、国に対して中小企業等グループ補助金の事業継続や、既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、繰越・再交付のための予算措置、資材価格等高騰している事業者への補助金の増額を要望したところ です。</p> <p>国からは、資材価格高騰により、建屋の復旧工事が契約できない事業者には補助金の追加措置を行うとの通知がありましたので、県としては、対象事業者に周知するとともに、迅速に手続きが進むよう、説明会を開催するなど対応してまいります。</p> <p>また、店舗兼住宅を再建する際の住宅ローンの担保権の設定についても、東北経済産業局、中小企業庁に対して実情を説明し、国が担保権を設定承認できるように要望したところ です。</p> <p>国には、これまでも様々な機会を通じて要望していますが、今後も引き続き行っていきたいと考えています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 基盤整備の推進について (1) 市内河川の浚渫 市内を流れる甲子川の駒木・鈴子地区の右岸及び長内川のJR東日本山田線から国道45号長内橋周辺に土砂が堆積しているため、増水時に流路を妨げることとなり河川の氾濫が心配されますことから、災害発生危険性がある河川の浚渫について、引き続き特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>甲子川の土砂堆積については、昨年度は三の橋下流から大渡橋の上流にかけて掘削を行ったところです。 甲子川駒木・鈴子地区の右岸及び長内川JR山田線から国道45号付近の土砂堆積箇所については、これまで、河川パトロール等を通じて河川状況を把握し、維持管理を行ってきたところですが、今後とも増水時の状況や背後地の土地利用等を勘案し、緊急性の高いところから掘削を行うなど、洪水時の流下断面の確保を図っていきます。 なお、河道掘削に伴い発生する土砂の処理場の確保に苦勞していることから、処理場の確保について貴市の協力をお願いします。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>5 基盤整備の推進について (2) 急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進 土砂災害から地域住民の生命と財産を守り国土を保全するため、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等の土砂災害防止事業及び治山事業の促進について、引き続き特段のご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>土砂災害防止対策については、ソフト対策として、毎年6月の土砂災害防止月間期間中に広報等により、住民の皆様にご注意喚起や、有事の際の避難を促す活動を行っているところです。 ハード対策として、今年度駒木町地区ほか1箇所、急傾斜地崩壊対策事業を、天神の沢地区ほか3箇所、砂防事業を実施することで取り組んでいるところです。 また、大雨や地震等による荒廃山地の復旧整備については、治山事業により緊急度の高い箇所から優先的に実施し、山地災害から集落等の保全を図り安全で安心な暮らしの実現に向けた取組を推進します。 なお、要望のありました小白浜地区と定内地区は現在工事中であるほか、大松地区についても今年度中の工事を予定しています。 今後とも地形、保全対象の状況等や、地域の皆様の意見も伺い、緊急性の高い箇所から順次整備を図ってまいります。</p>	沿岸広域振興局	農林部・土木部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 基盤整備の推進について (3) 主要地方道及び県道の改良整備の促進 沿岸部と内陸部を結ぶ横断幹線道路として、当地域の産業経済の発展に欠くことのできない主要地方道釜石遠野線の笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備、剣～早柘間の早期整備、県道桜峠平田線の平田～尾崎白浜間及び県道吉浜上荒川線の荒川～大石間の抜本的改良整備の促進について、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>道路整備にあたっては、公共事業評価により選択と集中による重点化を図り、要整備箇所の優先度を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>①釜石遠野線笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p> <p>②釜石遠野線剣～早柘(ワセトチ)間については、平成23年度に事業着手し、今年度は道路改良工事等を進める予定です。平成28年度いわて国体トライアスロン競技開催までに完成するよう、整備推進に努めているところです。(B)</p> <p>③一般県道桜峠平田線平田～尾崎白浜間については、山間部については平成23年度に1.5車線の道路整備として事業着手し、今年度は道路改良工事等を進める予定です。平田地区については、貴市の震災復興まちづくりと整合を図りながら、整備推進に努めているところです。(B)</p> <p>④一般県道吉浜上荒川線荒川～大石間については、山間部については平成21年度に1.5車線の道路整備として事業着手し、今年度は工事を継続します。国道45号接続部は平成24年度に事業着手し、今年度から工事に着手しており、両工区とも早期供用に向けて、引き続き整備推進に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C、 B、 B、 B
<p>5 基盤整備の推進について (4) 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進 県事業における新大渡橋の開通により交通の緩和、安全確保、景観の向上等が図られておりますが、この地域の一層の機能充実を図る為には、国道283号(釜石駅～五の橋間)整備促進が不可欠でありますので、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>御要望の区間の整備については、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 基盤整備の推進について</p> <p>(5) 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備</p> <p>国道45号と国道283号を接続し、市街地バイパス、或いは住民の命を守る緊急避難路としての機能を果たす市道平田上中島線の県道昇格と早期整備について、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>県道の認定に当たっては、道路法に規定する要件を具備する路線について、県道として早期に整備、管理する必要性等を総合的に判断の上、行うこととしています。</p> <p>現在、県では震災からの復旧・復興に係る道路整備を優先的に進めているところで、また、県が管理している道路や橋梁等の老朽化に伴う維持管理費の増大が見込まれていることもあり、現状では整備を伴う市町村道の新たな県道認定は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>6 釜石病院診療科の医師複数体制の確立について</p> <p>岩手県立釜石病院は、当圏域における基幹病院としての役割を担っており、救急外来の受け入れ等、医師の負担が増大しております。</p> <p>現状において担当医師が一人体制の診療科もあり、担当医師の負担を軽減した安定的な地域医療を確保するために、診療科の医師複数体制が望まれることから、市町村医師養成事業等の養成医師の配置について、必要な措置を講じるよう要望いたします。</p>	<p>県では3つの奨学金医師養成事業及び自治医科大学医師養成事業で養成した医師については、地域の状況を踏まえ各病院等に配置しているほか、「医師確保対策アクションプラン」に基づき医師確保のための各種事業を実施し、医師不足地域の解消に努めているところです。</p> <p>しかしながら、県内の医師不足は深刻で、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望に対して全てに応えられない状況にあります。</p> <p>このような状況の中、県立釜石病院には市町村医師養成事業による医師数を配置していませんが、自治医科大学卒業医師を研修医含め5名配置するなど、積極的な支援に努めてきたところです。</p> <p>県としては、引き続き全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について</p> <p>当市のニホンザルによる被害額はここ数年間数十万程度でしたが、今後、農業生産額が高い地区に定着し被害が深刻化することが憂慮されることから、被害防除対策や生息環境管理、個体数管理が必要と考えております。</p> <p>この状況を踏まえ、当市では、平成25年度よりニホンザル被害対策業務委託により、被害防除対策等の総合的な取り組みを釜石市鳥獣被害防止計画に基づき講じているが、生息状況等や科学的な知見が十分でなく、また周辺の市町村における被害防止対策が不十分であることにより、被害の減少が十分に図られないことも想定されます。</p> <p>このため、県においては、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を早急に策定し、広域的な被害対策の実施に向け、必要な措置を講じるよう要望いたします。</p>	<p>ニホンザルは、群れで行動し、高い学習能力を持つため、有効な被害対策のためには、群れの生育状況や被害状況を把握し、個々の群れの状況に応じた対策を行うことが必要であると考えられていますが、本県においては、全県的な群れに関する情報の蓄積が十分でないことから、現状では保護管理計画の作成は困難であると考えています。</p> <p>県としては、本県におけるニホンザルの分布の中心である五葉山周辺に位置する貴市におけるニホンザルの生息状況調査や被害対策について情報共有させていただきながら、貴市の取り組みをはじめとする先進的な対策事例の周辺他市町村への普及を図るとともに、将来的な保護管理計画の作成の可能性についても研究して参りたいと考えています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	C
<p>8 岩手県立釜石商工高等学校へのものづくり系専攻科の設置について</p> <p>当市における産業の振興を図っていくには、150年に及ぶ鉄の歴史に培われたものづくり産業の技術・技能を将来にわたって継承し、発展させていくということを念頭に取組んでいく必要があります。</p> <p>震災からの復興に取り組む中、少子高齢化の進行や生徒の市外流出によって、地場産業においては、担い手の不足や団塊世代の経営者の引退による事業承継・世代交代などが課題となっております。</p> <p>また、高度な技術や技能を身につけた人材を求めている地域企業のニーズに対応した、ものづくり人材の育成と確保を図っていくことが求められております。</p> <p>このことから、釜石商工高等学校へ「ものづくり系専攻科」を設置することにより、地場産業の新たな事業展開の可能性の追求や、ものづくり産業を支えるスペシャリストの育成について支援していただきますよう要望します。</p>	<p>工業高校における専攻科教育は、高度な先端技術・技能を習得させ、地元企業において即戦力となる人材を育成することを目的として行われています。現在は黒沢尻工業高校に設置し、岩手大学、一関工業高等専門学校等からも支援を受け、企業からも実務を含めて支援をいただきながら、人材育成を行っているものであり、同校の専攻科は、県内全工業高校の専攻科という基本的な位置づけとしています。</p> <p>このように、専攻科の設置に当たっては、大学との連携体制に加え、長期インターンシップや就職の受入れなど、地元企業の協力体制が確立されている必要があります。釜石商工高等学校への専攻科の設置については、産業界のニーズ、関係機関等との協力の状況等も踏まえ、県の関係部局とも意見交換しながら、検討していく必要があると考えています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	C

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 高等教育機関の新設について</p> <p>当市では、復興まちづくり基本計画に基づき、暮らしの再建、なりわいの再生に向けて取り組みを進めており、復興を具体化していく主要施策として掲げる12のスクラムプランの中に、生命優先の減災まちづくりの推進と、漁業者や企業等が連携した水産業の6次産業化の推進による魚のまちの復活を図っていくこととしております。</p> <p>減災まちづくりと水産業の復活に向けた取り組みを推進していくためには、官・民・学の連携した取り組みに加え、専門人材の養成が必要になっていくものと考えます。</p> <p>このことから、安心して暮らせる生活環境の整備や将来にわたる安全な地域づくりの推進と、新たな雇用の創出にもつながる水産業の振興・発展を図っていくため、岩手県立大学の防災学部の新設や、岩手大学などが進めている当市での水産系大学院の具現化について積極的な支援をいただきますよう要望いたします。</p>	<p>県立大学では、発災前から総合政策学部や看護学部において、防災に関する科目を設け防災教育に取り組んでいるほか、発災後は災害復興支援センターや地域政策研究センターを設置するなど、被災地の復興支援に取り組んでいます。</p> <p>このほか県内では、岩手大学工学部において、地震防災工学の科目を設け、自然災害の発生メカニズムや防災・減災対策に精通した専門技術者の養成に取り組んでいるほか、防災・危機管理を含めた復興をテーマに、県内5大学共同で単位互換の授業を実施しています。</p> <p>県立大学への防災学部の新設は、こうした取組の動向を踏まえつつ、今後の高等教育機関における専門的な人材養成の必要性や学生の需要、卒業後の進路等を十分に検討した上で慎重に判断していく必要があります。(D)</p> <p>また、岩手大学においては、今年度から文部科学省の補助を受けて、北里大学や東京海洋大学との連携による水産系大学院の開設に向けた調査検討事業を実施していると聞いております。</p> <p>その調査検討事業の実施結果に基づき、県としてどのような支援が必要とされるのか、関係機関と情報共有を図りながら検討していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	D、C